

軽自動車税減免の案内

町では次の軽自動車などについて減免制度を設けています。

①障がいのある人が所有する軽自動車など

対象◆障がい（下表を参照）のある人本人が所有者であるもの
※身体障がい者などで年齢18歳未満、または知的・精神障がい者の人は、生計を一にする者が所有する場合も対象となります。

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・身体障害者等手帳
- ・自動車検査証の写し（原動機付自転車の場合は必要ありません）
- ・運転免許証の写し（運転者のもの）
- ・マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

②構造がもっぱら身体に障がいのある人の利用に使われる軽自動車など

対象◆車椅子に乗ったままの状態を使用する昇降装置もしくは固定装置を装着するなど特別の仕様により製造されたもの、または構造変更が加えられ、自動車検査証などでその確認ができるもの

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・車両の車両番号・構造の分かる写真（自動車検査証により構造変更が確認できない場合）

【個人の場合】

- ・マイナンバー通知カード、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか（コピー可）で納税義務者のマイナンバーが確認できるもの
- ・運転免許証など納税義務者の身元が確認できるもの

③公益のため直接専用するものと認められる軽自動車など

対象◆社会福祉法に規定する特定の社会福祉法人などが納税義務者で、かつ、使用する軽自動車などで、当該事業の用に直接供するもの、または入所者・通所者の送迎、入所者・通所者に対する供給物品の輸送などの用途に使用する割合が全用途に対して50パーセント以上のもの

手続きに必要なもの◆

- ・減免申請書（注）
- ・使用目的別走行距離表（役場に備え付けてあります）
- ・印鑑（納税義務者のもの）
- ・自動車検査証の写し
- ・定款の写し

2019（平成31）年度軽自動車税の減免手続きは、2019（平成31）年度軽自動車税の納税通知書発送以降（5月発送予定）、納期限7日前まで受け付けます。

新たに軽自動車税減免申請をする場合は、手続きに必要なものを持参のうえ、税務課（役場1階）で手続きをしてください。
※①の場合の減免は自動車税、軽自動車税を通じて1台に限り
ます。

※すでに減免を受けている人には、4月に案内文を送付します。
（注）役場に備え付けてあります。納税義務者のマイナンバーまたは法人番号の記載が必要です。

対象となる障害者などの障害の程度

障害の区分		身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級および3級	
平衡機能障害		3級および5級	
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由		1級および2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から6級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第3項症までの各項症）
体幹不自由		1級から3級までの各級および5級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第6項症までの各項症および第1款症から第3款症までの各款症（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、特別項症から第4項症までの各項症）
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から6級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級（1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く））	
心臓機能障害		1級、3級および4級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級および3級）	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			
ぼうこう機能障害			
直腸機能障害			
小腸機能障害		1級から3級までの各級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
肝臓機能障害		1級から4級までの各級（同一生計者が所有し、同一生計者が運転する場合は、1級から3級までの各級）	特別項症から第3項症までの各項症
療育手帳…障害の程度の表示が㊦およびAであるもの		精神障害者保健福祉手帳…障害等級が1級であるもの	

※表中の「同一生計者」…当該障がいのある人と生計を一にする者のこと

町長コラム

海田町長

西田祐三

「新庁舎整備に係る住民説明会」

「新庁舎整備に係る住民説明会」を2月に開催したところ、皆さまにご参加いただき、貴重なご意見をいただきました。誠にありがとうございます。

当日は、基本設計段階ではありませんが、新庁舎の姿を簡単なアニメーション等でご覧いただきました。

新しい庁舎は、

- ・主要道路に隣接し、徒歩圏内の居住者が多いほか、周辺に公共・民間施設が多く立地し、利用者の利便性が高いこと
- ・町のほぼ中心に位置し、効率的な災害応急活動ができること
- ・主要道路沿線を中心とした町の活性化が期待できること

から南昭和町の「元広島県海田庁舎敷地」を建設予定地といたしました。

庁舎は、行政の拠点として町民サービスの提供を行い、町の活性化や暮らしやすさを向上させることが必要です。そのため、町民交流スペースを設け、町の活性化に貢献できる設えとしています。

また、町民の皆さまのご利用頻度の高い窓口部門はワンフロアに集約配置し、利便性を高める計画としています。

設えとしては、バリアフリーに配慮することを基本的な考え方とし、エレベーターを設置するなどしております。

また、2階への多様なアクセスルートを確保するため、外部からのアクセスポイントを採用するなど、おとずれやすい建物となるように工夫をしています。

もうひとつ重要なこととして、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災活動の拠点となり、速やかな災害応急活動に資する庁舎であることが必要です。

そのため、大地震時においても、揺れを軽減させ、建物への損傷を抑えることができる免震構造を導入して、新たに建設することが必要であると判断しました。

さらに、防災拠点機能を向上させるため、災害対策関連諸室の集約配置などを行います。

今後は、引き続き実施設計を行い、事業用地の取得や建設工事に着手してまいります。よりよい庁舎整備に向けて取り組んでまいりますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

ま ち の 話 題

11/10～2/10 昔の生活を体験 「むかしのくらし展」

ふるさと館で開催された「むかしのくらし展」に、町内の小学校に通う3年生の児童の皆さんが訪れ、むかしのくらしを体験しました。

展示コーナーでは昔の道具や着物を実際に触ったり着たりして体感し、体験コーナーでは昔のフライパンだった「ほうろく」で切ったお餅を炒ったり、石臼できなこを挽いたりするなど、さまざまな体験をしました。初めて見る昔の道具の数々に児童の皆さんは興味津々でした。



着物を着ているようす ▲



ほうろく体験 ▲



石臼挽き体験 ▲

1/30 認知症になっても安心して暮らせる町へ 「認知症カフェ花みずき」

特別養護老人ホーム「花みずき」で新たに認知症カフェが開設され、約30人が参加しました。このカフェは、「認知症サポーター養成講座」を受講したボランティアでつくるグループによって運営され、お年寄りや介護する家族、地域の方々が、コーヒーやケーキを楽しみながら交流し、癒しや情報を得られる場所になっています。グループ代表の荘川さんは、「地域の皆さんに認知症に対する理解を深めもらい、認知症の人でも安心して暮らせる町にしていきたい」と話してくれました。

興味のある人は気軽に参加してみてください。（詳しくは、16ページ）



カフェのようす ▲